

○ 災害により被害を受けた場合のあらまし

(1) 課税価格の計算の特例（災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律）

贈与税の申告期限前に、贈与を受けた財産が災害により被害を受けた場合で、次の表のいずれかに該当するときは、贈与税額の計算におけるその財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額とすることができます。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている「[相続税又は贈与税の災害減免措置について](#)」を参照してください。

1	贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
2	贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木（以下「動産等」といいます。）の価額のうちにその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

(2) 課税価格の計算の特例（租税特別措置法）

特定非常災害発生日^(注)の属する年（その特定非常災害発生日が1月1日から贈与税の申告書の提出期限までの間にある場合には、その前年。⁽³⁾において同じです。）の1月1日からその特定非常災害発日の前日までの間に贈与を受けた財産でその特定非常災害発日において所有していたもののうちに、次の表に掲げる特定土地等又は特定株式等がある場合には、贈与税額の計算におけるそれらの価額は、その特定非常災害発日に係る特定非常災害の発生直後の価額とすることができます。

なお、この特例（租税特別措置法第69条の7）の適用を受ける場合は、その「取得した財産の明細」欄の「所在場所等」に「措置法第69条の7第1項適用」と付記してください。

(注) 1 「特定非常災害」とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいい、「特定非常災害発生日」とは、同項の特定非常災害発日をいいます（⁽³⁾において同じです。）。

2 「特定非常災害」以外の災害の場合は、この特例の適用はありませんので、ご注意ください。

特定土地等	特定非常災害により被災者生活再建支援法第3条第1項の規定の適用を受ける地域（同項の規定の適用がない場合には、特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域。以下「特定地域」といいます。）内にある土地又は土地の上に存する権利
特定株式等	特定地域内にあった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木の価額の合計額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等（金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。）

(3) 贈与税の申告書の提出期限の特例

特定非常災害発日の属する年の1月1日から12月31日までの間に贈与を受け、上記(2)の適用を受けることができる人の贈与税の申告書の提出期限が特定日（特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定により延長された申告に関する期限と特定非常災害発日の翌日から10か月を経過する日とのいずれか遅い日をいいます。）の前日以前の場合には、その贈与税の申告書の提出期限は、その特定日となります。

(注) 「特定非常災害」以外の災害の場合は、この特例の適用はありませんが、次の(4)の期限延長の適用を受けることができます。

(4) 個別指定による申告期限等の延長

災害その他やむを得ない理由によって、申告書の提出期限までに申告・納付ができないときは、受贈者の住所地の所轄税務署長に申請することにより、その理由がやんだ日から2か月以内に限り、申告・納付の期限が延長されます。

(5) 相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例

相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者からの相続時精算課税に係る贈与により取得した土地又は建物が、その贈与を受けた日からその特定贈与者の相続に係る相続税の申告期限までの間に、災害によって相当の被害を受けたことなど一定の要件を満たす場合には、相続税額の計算において相続税の課税価格に加算されるその土地又は建物の価額は、被害を受けた部分に対応するものとして計算した金額を控除した価額とすることができます。

なお、この特例の適用を受ける場合には、原則として、災害が発生した日から3年を経過する日までに、相続時精算課税適用者の贈与税の納税地を所轄する税務署長に、被害を受けた部分の価額等に関する事項を記載した申請書に一定の書類を添付して提出し、承認を受けなければなりません。

(注) この特例は、令和6年1月1日以後にその土地又は建物が災害により被害を受ける場合について適用されます。

- 「住宅取得等資金の非課税」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」又は「法人版事業承継税制」の災害に関する措置については、国税庁ホームページに掲載されているそれぞれの特例の概要及び「[災害に関する相続税及び贈与税の取扱い](#)」を参照してください。